

田代体育館 料金表

R6・4/1～

| 区 分 | | | 金 額 (1時間につき) | |
|----------------------------|------------------------|----------------------|-----------------------------------|---------|
| ア リ ー ナ | アマチュアスポーツに 使用する場合 | 入場料を徴収しない場合 | 半面 220 円 | |
| | | | 全面 440 円 | |
| | | ただし, 中学生以下は 無料とする | | |
| | アマチュアスポーツ以外 に使用する場合 | 入場料を徴収する場合 | | 8,570 円 |
| | | 入場料を徴収し ない場合 | 営利を目的としない場合 | 4,280 円 |
| | | | 営利を目的とする場合 | 8,570 円 |
| 入場料を徴収 する場合 | | 営利を目的としない場合 | 18,340 円 | |
| | 営利を目的とする場合 | 36,670 円 | | |
| 会 議 室 | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 110 円 | |
| | アマチュアスポーツ以外に使用する場合 | 営利を目的としない場合 | 510 円 | |
| | | 営利を目的とする場合 | 1,020 円 | |
| 放 送 室 | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 220 円 | |
| | アマチュアスポーツ以外に使用する場合 | 営利を目的としない場合 | 510 円 | |
| | | 営利を目的とする場合 | 1,020 円 | |
| ミ ー テ ィ ン グ | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 150 円 | |
| | アマチュアスポーツ以外に使用する場合 | 営利を目的としない場合 | 510 円 | |
| | | 営利を目的とする場合 | 1,020 円 | |
| ス テ ー ジ | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 210 円 | |
| | アマチュアスポーツ以外に使用する場合 | 営利を目的としない場合 | 1,100 円 | |
| | | 営利を目的とする場合 | 2,200 円 | |
| トレーニングルーム(占有使用の場合) | | | 510 円 | |
| トレーニングルーム(個人使用の場合) | | | 110 円 | |
| ジョギングコース(1人につき) | | | 110 円 ただし, 中学生以下は 無料とする | |

| | | | | |
|--------|-------------------|------------------------|---------|---------|
| 冷暖房設備 | 暖房設備 | アリーナ | 2,550 円 | |
| | | 会議室 | 220 円 | |
| | | ミーティングルーム | 220 円 | |
| | | トレーニングルーム | 220 円 | |
| | 冷房設備 | 会議室 | 210 円 | |
| | | トレーニングルーム | 210 円 | |
| 照明設備 | アリーナ | 営利を目的とする場合及び入場料を徴収する場合 | 全面 | 4,590 円 |
| | | 上記以外の場合 | 半面 | 110 円 |
| | | | 全面 | 220 円 |
| | ステージ | 営利を目的とする場合及び入場料を徴収する場合 | | 1,320 円 |
| | | 上記以外の場合 | | 110 円 |
| | その他 設備・器具 等 | 名称 | | 単位 |
| 移動観覧席 | | 1式1日につき | 1,020 円 | |
| フロアシート | | 1枚1日につき | 100 円 | |

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に指定体育館以外の体育館の使用について許可をうけているものが、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大館市立体育館に関する条例別表第1の規定による使用料を納付しているときの使用料の額は、この条例による改正後の大館市立体育館に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

備考

- この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- この表において「占有使用」とは、使用者の人数にかかわらず、施設の全部又は一部を独占的に使用することをいう。
- ミーティングルーム、放送室及びステージについては占有仕様を原則とする。
- 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、使用者が入場者から会費等を徴収しているとき、又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用するときは、入場料を徴収する場合の利用料金を徴収する。
- 大会、行事等の準備及び後片づけで使用する場合のアリーナ、会議室、ミーティングルーム、放送室、ステージの利用料金の額は、当該利用料金の金額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のアリーナ、会議室、ミーティングルーム、放送室、ステージ及びトレーニングルーム利用料金の額は、当該利用料金の金額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 備考5及び6の規定による利用料金の減額は、これからを同時にうけることはできない。
- 中学生以下が使用する場合には、必ず引率者が必要です。**
中学生以下は、トレーニングルームを使用することができない。
- 高校生がトレーニングルームを使用する場合には、必ず指導者が同伴しなければならない。
- 1時間に満たない時間は、1時間とみなす。
- 館内のコンセントは基本使用禁止となります。使用する際は申し出が必要となります。